ADR の概要

(ソフトウェア ADR セミナー)

2007年3月23日 一橋大学 山本和彦

1 ADR とは何か?

- (1) ADR (Alternative Dispute Resolution) の意義
 - ・ 何に代替するか (何の "alternative" か) ?
 - ・ 最広義 (裁判上の和解を含む) = 「判決」に代替
 - ・ 広義(裁判所調停を含む)=「訴訟」に代替
 - ・ 狭義(民間型・行政型のみ)=「裁判所の手続」に代替
 - ・ 訴訟との相違:合意の存在(手続前の合意=仲裁、手続後の合意=調停・斡旋)

(2) ADR の種類

- ・ 設置主体による分類:司法型、行政型、民間型(公益型・業界型・営利型)
- ・ 手続の中身による分類:仲裁、調停、斡旋、相談等

(3) ADR の利点

- ・ 簡易・迅速性、廉価性、秘密性、専門性、宥和性、柔軟性(ADR 法 3 条)
- ADR の利点がある分野:少額紛争、企業秘密紛争、プライバシー紛争、知的財産 紛争、建築紛争、医療紛争、家族間紛争、隣人紛争、中小企業間紛争等

2 仲裁

(1) 仲裁手続の意義

- ・ 民事上の紛争の解決を当事者が合意により仲裁人に委ね、その判断に服すること
- ・ 仲裁法 (2004 年施行) により規律: 原則として個々の ADR 機関の規則に委ねる (デフォルト・ルールが中心) が、一定の範囲で強行規定を含む
- 仲裁合意の存在=妨訴抗弁(仲裁法 14条)
- ・ 適用されない紛争類型:和解できない紛争、離婚・離縁(仲裁法13条)
- ・ 仲裁合意⇒仲裁人の選定⇒仲裁手続⇒仲裁判断:執行力・既判力(仲裁法 45 条)

(2) 仲裁手続の利点・欠点

- メリット:迅速性、専門性、秘密性、柔軟性(主に手続)
- ・ デメリット:仲裁合意の調達の困難、(場合によって)費用

3 調停・斡旋

- (1) 調停・斡旋手続の意義
 - ・ 民事上の紛争について、当事者が中立の第三者に合意による解決の仲介を委託し、 当事者間の和解による解決を模索すること
 - ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (ADR 法、2007 年 4 月施行): 民間紛争解決手続の業務の認証制度を創設
 - ・ 認証 ADR 合意の存在=訴訟手続中止の可能性 (ADR 法 26 条) →最終的に和解合 意が成立しなければ、紛争は解決しない
 - ・ 適用されない紛争類型:和解できない紛争(ADR 法 2 条 1 号)
 - ・ 和解合意:民法上の和解としての効力→執行力・既判力はない
 - ・ 認証 ADR の効果:弁護士法 72 条の適用除外、時効中断効等
- (2) 調停・斡旋手続の利点・欠点
 - ・ メリット: 簡易・迅速性、専門性、秘密性、廉価性、柔軟性(手続・解決内容)、 宥和性
 - ・ デメリット:調停合意・和解の調達の困難、強制力の不存在(証拠収集、解決結果)